

通貨選択生存保障重視型個人年金保険

「あしたの、よろこび」は『人生100年時代』をサポートする、"長生き"に備える外貨建ての年金保険です。

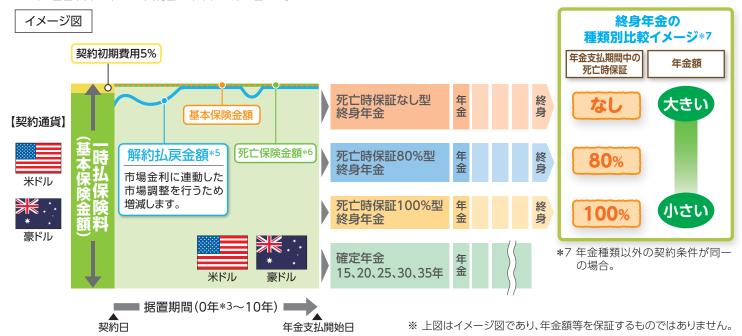
商品のしくみと特徴

契約後、「すぐに*1」「ずっと*2」年金を お受取りいただけます。

- ・据置期間は、0年*3~10年(年単位)でお選びいただけます。
- ・据置期間0年を選択された場合、ご契約日の1か月後から一生涯年金をお受取りいただけます*4。

年金額をより大きくする工夫があります。

- ・円に比べて高い利率の外貨(米ドル・豪ドル)で運用します。
- ・据置期間を長くすることで、年金額をより大きくできます。
- ・死亡保障を低く抑えた年金種類を選択することで、年金 額をより大きくできます。
- *1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。
- *2 終身年金を選択された場合です。
- *3 確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。
- *4 第2回目以降の年金は、契約日の年単位の応当日に支払われます。



- *5 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
- *6 据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。

商品の概要

1922 - 1912							
	年金	契約時の積立利率、据置期間等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した契約通貨建ての年金を、年金支払期間中にお受取りいただきます。(死亡時保証なし型終身年金、死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金、確定年金)					
保障内容	死亡保険金	据置期間中に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。					
	死亡一時金	年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、 年金受取人にお受取りいただきます。ただし、死亡時保証なし型終身年金と確定年金には死亡一時金がありません。					
据置期間	0年~10年(据置期間0年は、保険契約者と年金受取人が同一人で終身年金の場合に限り選択いただけます。)						
解約払戻金	あり*8		配当金	なし			

*8 据置期間0年を選択された場合、解約ができないため、解約払戻金はありません。

主な取扱規程 契約年齢範囲 50歳~90歳*9(契約日における被保険者の満年齢) 契約通貨 米ドル/豪ドル 一時払保険料*10 (基本保険金額) 最低 5万ドル 最高 契約日時点の円換算額5億円 付加できる特約*11 遺族年金支払特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、年金円支払特約、指定代理請求特約

- *9 確定年金は50歳~89歳となります。
- *10 円入金特約を付加した場合は500万円以上5億円以下(1万円単位)、外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により上記最高額、最低額を適用します。
- *11 募集代理店によって、お取扱いのない特約がございます。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

■この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

為替リスクについて

一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。解約の他に、死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金および確定年金において一括で年金を受取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

項目	費用				
ご契約時	契約初期費用として、一時払保険料の5%を一時払保険料から控除します。				
据置期間中	・据置期間中に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。 ※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。 したがって、据置期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。 ・積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。				
外貨で契約を締結する時	・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。 ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。				
	円入金特約により、保険料を円で入金する場合の円入金特約レート(TTS)	TTM+50銭			
	外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭)÷ (払込通貨のTTM-25銭)			
	円支払特約または年金円支払特約により、保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50銭			
年金支払期間中	・年金管理費として、年金額に対して1%(上限)を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。*1 (年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。) ・死亡一時金を支払うための費用を、死亡時保証期間中に責任準備金から控除します。*2 なお、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。				
解約時	なし				

- *1 遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。
- *2 死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金のみに適用します。

■ その他ご留意いただきたい事項

・ご契約に際しては、必ず生命保険募集人資格を持つ募集人にご相談下さい。なお、生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー 生命の保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して 三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

募集代理店に支払う代理店手数料について(2018年5月21日現在)

生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価として、以下の手数料率を乗じた手数料を、引受保険会社から募集代理店に対して支払います。

この手数料は、引受保険会社が募集代理店に支払うものであり、お客さまにご負担いただくものではありません。

一時払保険料(基本保険金額)に対する手数料率				
契約時手数料(初年度)	継続手数料*3(年率)			
4.75%	0.30%			

*3 継続手数料は、契約が継続している場合、第2保険年度から第6保険年度まで最大5年分を支払います。

募集代理店

株式会社 愛媛銀行

〒790-8580 愛媛県松山市勝山町 2-1

株式会社 愛媛パートナーエージェント 〒790-0878 松山市勝山町1丁目16番地5 引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル 資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

http://www.ms-primary.com